はじめに

２０１９年１０月に、当法人（以下「推進協」）の職員（すでに退職）（以下「元職員」）が利用者の生活費等を着服していること（以下「本事案」）が発覚しました。発覚後は推進協理事長及び職員で当該元職員から複数回にわたって聞き取りを実施し、本事案の解明と被害金額の調査を行い、推進協としては様々な立場から再発防止に関する客観的意見・提言を頂くことが必要と考え、再発防止のための報告書作成チームが結成されました。今回の特集では、そのチームによって作成された報告書の概要と本事案について理事長へのインタビューを掲載致します。

特集１　報告書概要

チームの皆様には、「徹底した原因究明」「再発防止のためのシステム構築」「今後の推進協についての提言」をお願いしました。報告書の内容は以下のようになっております。

報告書概要目次

第１　本チームの結成経緯と本チームメンバー、本報告書の目的等

- 本チームの結成経緯
- 本チームのメンバー
- 本報告書の目的
- 調査の方法及び提言取りまとめの方法等

第２　本事案の概要及び発覚の経緯について

第３　本事案の前提となる事実関係

- 推進協の体制
- 経理システム

- 元職員について
- A氏の介護状況、金銭管理状況、担当ヘルパーへの給与支払方法等

第４　本事案の内容

- 登録ヘルパーへの支払分の着服（他人介護料の着服）
- 非常勤ヘルパーへの支払分について推進協へ入金をせず着服（他人介護料の着服）
- 生活費着服
- 被害額

第５　本事案発覚後の法人の対応と現在の状況について

第６　再発防止のために

- 利用者の金銭管理について
- 経理業務及び経理システムの改善について
- 決議機関の再確認について
- 縦割り風土の改善と風通しのよい組織へ
- 研修、第三者機関、専門家の活用等
- 推進協の目的・理念の再確認

第７　結語

報告書全文はＨＰにアップしております。また、ご希望の方には郵送でもお送りします。ここではスペースの関係で、結語の部分のみ紹介させていただきます。

「本事案は利用者の金銭を着服するという推進協の目的・理念に真っ向から反する事件であり、推進協が地域に根差して地道に活動してきたことで積み上げてきた信頼を失墜しました。本事案は元職員が起こした行為ですが、本事案の発生及び発覚遅延は、法人としての体制不備にも起因していることは既に繰り返し指摘したとおりです。

推進協においては、すでに改善に取り組んでいますが、本報告書も踏まえて、二度とこの

ようなことが起こらないように更なる改善・改革を推し進めていくことが求められています。

推進協の掲げる目的、理念を改めて再確認の上、今後の推進協の在り方・意義を再認識・共有され、利用者・関係者・関係機関の信頼回復に向けて推進協役員及び職員が一丸となって取り組まれることを期待します。」

これを受けて現在、具体的な改革案を作成しております。すでに（案）は出来ており、理事会での決定を待って臨時総会で報告いたします。報告書同様、次号発行時にホームページに全文アップならびにご希望の方には郵送でお送りします。

なお加害元職員の告訴については弁護士さんや警察へも相談、行政の助言、被害者様家族様への聞き取りなどをしたうえで総合的に「刑事告訴せず」と決定しました。被害利用者様及びご家族様が告訴を望まなかったこと、告訴によって捜査等が開始されると被害者様には相当の精神的・身体的負担がかかること、被害回復のためには元職員が勤労して収入を得る必要があるが告訴して裁判となると元職員の就労にもブレーキがかかり返済が遅れることが見込まれること等、様々な観点から推進協内で議論され、理事会において元職員の懲戒解雇とともに、告訴手続を執ることを見送る決議がされました。

告訴しない道を選んだため、自分たちで金額精査することとなり、その為に夜遅くや週末までいろんな方々にも協力していただきました。利用者様やご家族様とのやり取りには誠実を尽くしてきたつもりです。元職員にも何回も何回も聞き取りをしてきました。推進協全職員には２回にわたって理事長が聞き取り調査を行い、必要な職員には委員会としてさらに聞き取り・話し合いを重ねました。

被害金額についてはあらゆる証憑書類、例えば電気ガス水道料の支払い表や預金通帳の出入記録、レシートや領収書類、日報、ヘルパー派遣記録、給与支払い記録等を何度も精査し、何度も計算しなおして確定しました。

元職員がどのようにして着服できたのかは報告書にある通り、推進協の他の職員が確認す

る仕組みがなかったこと、被害利用者様の親族又は他の関係者における確認体制も組まれていなかったため発覚が遅れ、１０年以上の長期間にわたり発覚しなかったためだと思われます。さらには居宅介護事業部内で決められた事項が他の事業部に共有されていなかったこと、財務担当の業務は担当税理士との窓口業務にとどまり、推進協全体の経理を把握しチェックする体制がなかったこと等、いくつもの要因が重なり、この未精算処理の発覚が遅れてしまったと考えられます。これらについてはすでに具体的な改善に取り掛かり、改善済みのものもあります。

現在の状況について

元職員は２０２０年１月から返済を開始し、毎月返済すること、今後、繰り上げ返済に努めること等を内容として、２０２０年５月２５日に公正証書の作成がされました。

元職員からの被害弁償は長期分割にならざるをえない状況から、推進協は法人としての責任を果たすため、利用者様及び登録ヘルパーへの支払を早期に実現すべく準備しています。

また利用者様の財産管理については確認書を締結し、第三者のチェックも受け、毎月親族様に通帳や日報の点検をしていただき、「チーム会議」で確認しあうシステムを確立しております。同会議は財産管理にとどまらず具体的な利用者様のＱＯＬ、日常生活の向上に向けて検討し、その成果は法人の事業全体にも返していくこととしております。すでに４回実施されており、今後も継続してまいります。

被害利用者様と加害元職員の間においては、元職員が定期的に被害者様宅を訪れて謝罪と近況報告を交わすことを実施しております。これは元職員が完済に向けて努力し続けるためのモチベーション維持の大きな源ともなっております。

以上、概略の報告です。ご不明な点等ございましたら、遠慮なく推進協までお問い合わせください。